

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年2月19日 06時04分ごろ
発生場所	山口県柳井市柳井港 柳井港東防波堤灯台から真方位316°695m付近 （概位 北緯33°57.4′ 東経132°08.0′）
事故の概要	旅客フェリーしらきさんは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー しらきさん、441トン
船舶番号、船舶所有者等	136185、周防大島松山フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷中央部に擦過傷 岸壁 南西端部コンクリートの欠損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時52分
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、南北に延びる柳井港フェリー岸壁（以下「本件岸壁」という。）の西側に船首を南方に向け出船左舷着けの状態に着岸する目的で、機関を後進にかけ最微速力で北進した。</p> <p>船長は、本件岸壁付近が上げ潮の初期で東流が強くなることを知っていたが、反転して左舷側から風力2の東風を受けていたので圧流が相殺されるものと思い、舵中央で後進行きあしにより本件岸壁に接近した。</p> <p>船長は、潮流により船尾が東方に圧流されていることに気付いたものの、そのまま着岸できると思い、本件岸壁に接近したところ、左舷中央部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、船尾が潮流により圧流されたことに気付いたときに後進行きあしを止めて、着岸をやり直せば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、上げ潮の初期で東流が強くなる中、着岸作業中、船長が、左舷側から風力2の東風を受けていたことにより上げ潮の圧流が相殺されると予測し、船尾が東方に圧流されていることに気付いたものの、後進行きあしで本件岸壁への接近を続けたことから、潮流に圧流されて、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、上げ潮の初期で東流が強くなる中、着岸

	<p>作業中、船長が、左舷側から風力2の東風を受けていたことにより上げ潮の圧流が相殺されると予測し、船尾が東方に圧流されていることに気付いたものの、後進行きあしで本件岸壁への接近を続けたため、潮流に圧流されて、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、潮流の強いときに着岸する場合は、着岸する岸壁から十分な距離を隔てた後に徐々に接近するなどし、圧流が強いことに気付いた時は着岸をやり直すこと。